

女満別空港の制限表面について

航空機は通常、一定の角度をもって離着陸を行い、空港周辺においては一定の高度で飛行しております。

このため航空機が安全に運航するためには、空港周辺の一定の空間では障害物がない状態を確保しておく必要があることから女満別空港周辺には制限表面が設定されております。

- 女満別空港の制限表面は進入表面、転移表面、水平表面が設定されております。
 - ① 進入表面 離陸直後や最終進入の直線飛行の安全を確保するための表面で勾配は 1/50 です。
 - ② 転移表面 進入を誤ったときの脱出の安全を確保するための表面で勾配は 1/7 です。
 - ③ 水平表面 一定の経路を回って進入する航空機の安全を確保するための表面で高さ 45m 半径 3,500m です。

- 制限表面を超える高さの建物等（建物、避雷針、アンテナ、工事中のクレーン、足場等の仮設物件さらに植物の伐採等も含まれます。）を設置等することは原則として航空法第 49 条で禁止されています。

- 制限表面の高さは場所により異なりますので、空港周辺に建物等を設置する場合は事前に北海道エアポート株式会社女満別空港事業所までお問合せください。

- 違反して建物等を設置すると、当該物件の除去については自ら除去していただくこととなります。（航空法第 49 条）

お問合せ窓口

北海道エアポート（株）女満別空港事業所

〒099-2371

北海道網走郡大空町女満別中央256番地3

電話 0152-74-2222

FAX 0152-74-3674

e-mail : hap-mmb-unjyo@hokkaido-airports.co.jp

無人航空機の飛行制限について

有人の航空機への衝突や、落下による人等への危害を及ぼす恐れがあるため航空法で定められている制限表面や空港等の上空の空域で、無人航空機を飛行させることは原則禁止されております。無人航空機の重量にかかわらず、空港等の周辺の上空の空域において飛行させるには、許可が必要です。

無人航空機等の飛行については、場所に関わらず、航空法（航空法第 132 条の 2）の遵守が必要で、これらに違反した場合は航空法により罰則が定められております。

飛行する高さが制限表面を超えるかどうか不明の場合は北海道エアポート株式会社女満別空港事業所までお問合せください。

お問合せ窓口

北海道エアポート（株）女満別空港事業所

〒099-2371

北海道網走郡大空町女満別中央256番地3

電話 0152-74-2222

FAX 0152-74-3674

e-mail : hap-mmb_hobo1@hokkaido-airports.co.jp

制限表面を超える場合は、女満別空港事業所の許可を得てから、飛行に関して国土交通大臣への許可申請が必要となります。

連絡先

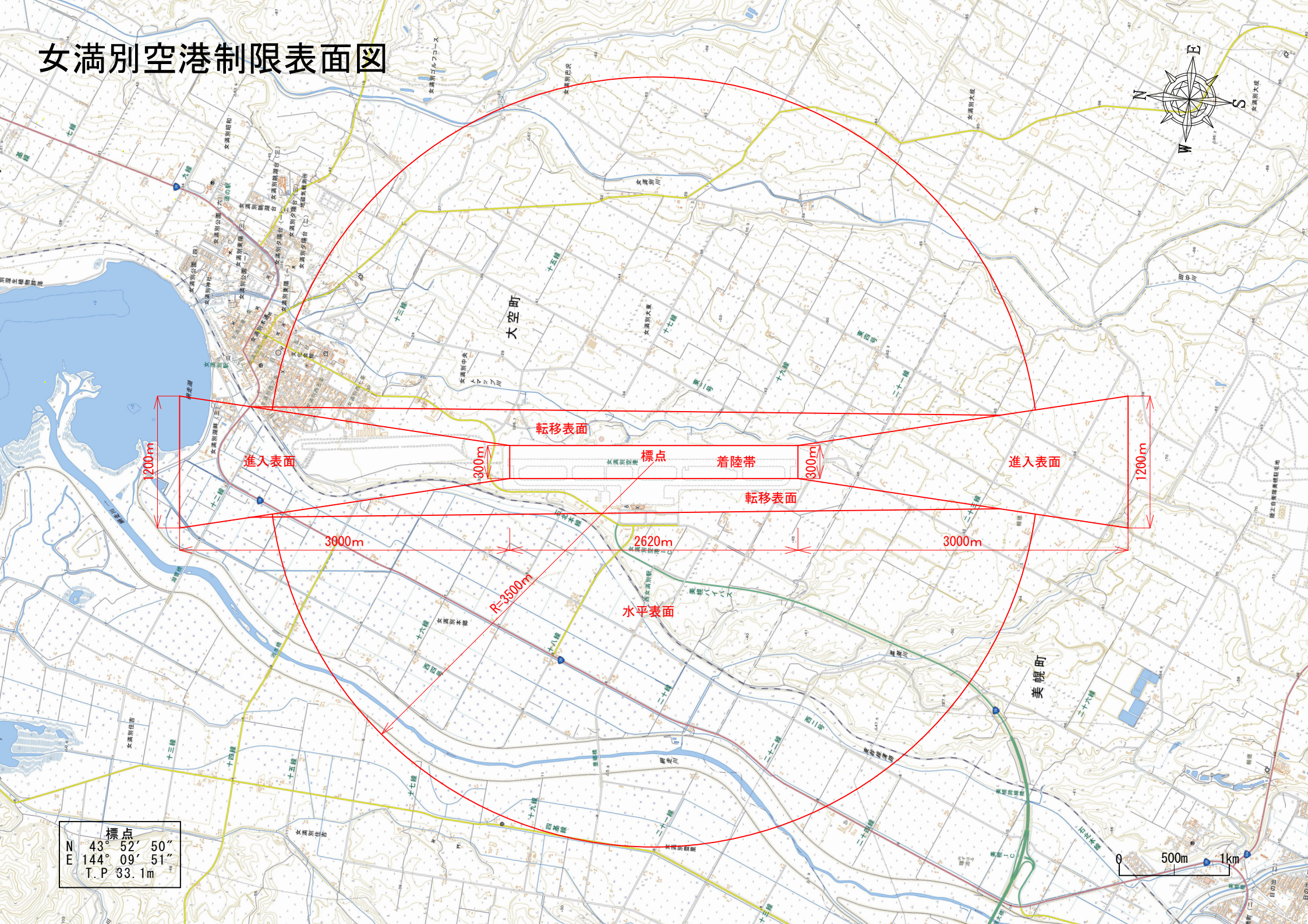
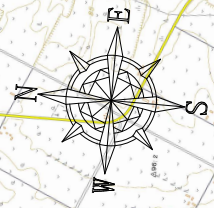
〒144-0041 東京都大田区羽田空港 3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

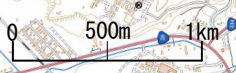
TEL : 050-3198-2865 FAX : 03-5756-1528

e-mail : cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

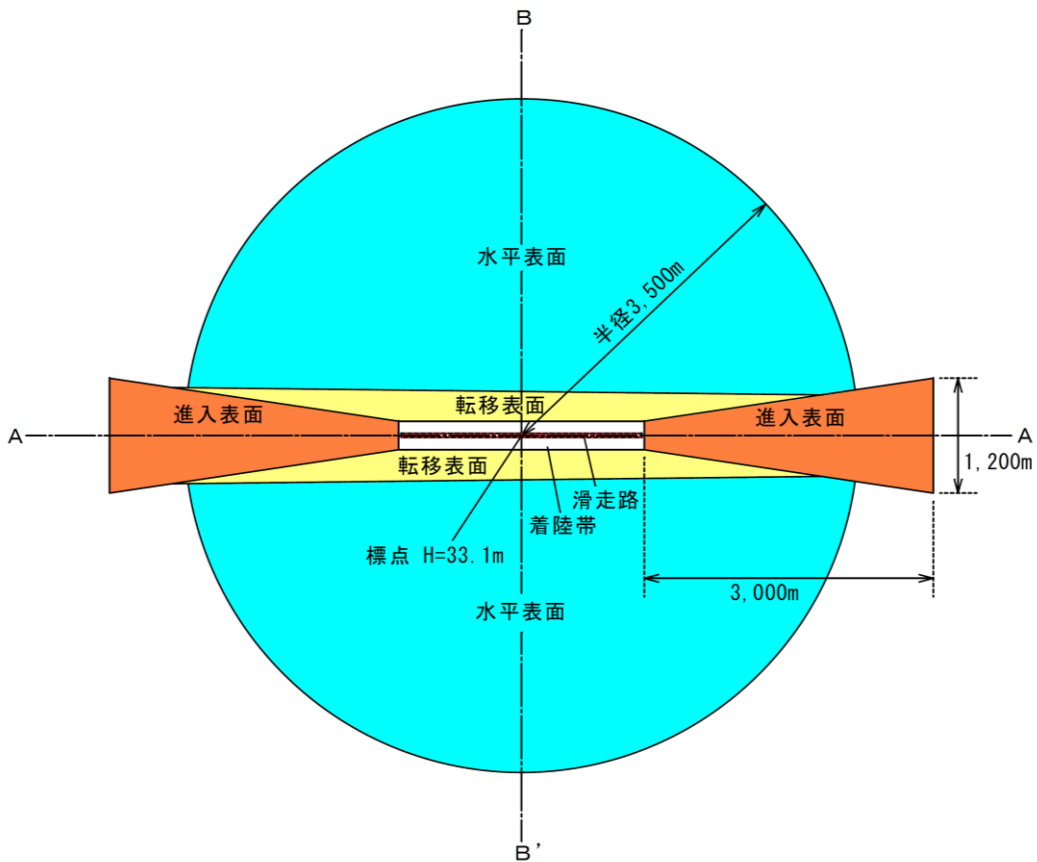
女満別空港制限表面図



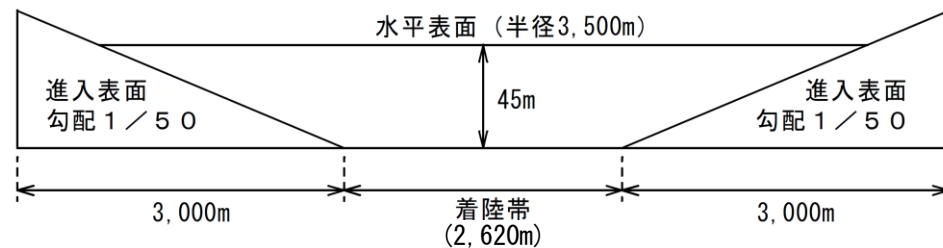
標点
N 43° 52' 50"
E 144° 09' 51"
T. P 33.1m



制限表面平面図



制限表面の断面図 断面 A-A'



制限表面の断面図 断面 B-B'

